

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成25年12月3日
【会社名】	株式会社メイコー
【英訳名】	Meiko Electronics Co., Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長執行役員 名屋 佑一郎
【本店の所在の場所】	神奈川県綾瀬市大上五丁目14番15号
【電話番号】	0467-76-6001 (代表)
【事務連絡者氏名】	執行役員 経営管理室長 古屋 督生
【最寄りの連絡場所】	神奈川県綾瀬市大上五丁目14番15号
【電話番号】	0467-76-6001 (代表)
【事務連絡者氏名】	総務部 部長 丸山 秀隆
【届出の対象とした募集(売出)有価証券の種類】	株式
【届出の対象とした募集(売出)金額】	一般募集 5,451,137,000円 オーバーアロットメントによる売出し 857,279,000円
	(注) 1 募集金額は、発行価額の総額であり、平成25年11月22日(金)現在の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値を基準として算出した見込額であります。 ただし、今回の募集の方法は、引受人が発行価額にて買取引受けを行い、当該発行価額と異なる価額(発行価格)で一般募集を行うため、一般募集における発行価格の総額は上記の金額とは異なります。 2 売出金額は、売出価額の総額であり、平成25年11月22日(金)現在の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値を基準として算出した見込額であります。
【安定操作に関する事項】	1 今回の募集及び売出しに伴い、当社の発行する上場株式について、市場価格の動向に応じ必要があるときは、金融商品取引法施行令第20条第1項に規定する安定操作取引が行われる場合があります。 2 上記の場合に安定操作取引が行われる取引所金融商品市場を開設する金融商品取引所は、株式会社東京証券取引所であります。
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

1【新規発行株式】

種類	発行数	内容
普通株式	6,440,000株	完全議決権株式で株主の権利に特に制限のない株式。 単元株式数は100株であります。

(注) 1 平成25年12月3日(火)開催の取締役会決議によります。

2 本募集(以下「一般募集」という。)に伴い、その需要状況を勘案し、960,000株を上限として、一般募集の主幹事会社であるS M B C日興証券株式会社が当社株主である名屋佑一郎(以下「貸株人」という。)より借り入れる当社普通株式の売出し(以下「オーバーアロットメントによる売出し」という。)を行う場合があります。

オーバーアロットメントによる売出しに関しましては、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 1 オーバーアロットメントによる売出し等について」をご参照ください。これに関連して、当社は平成25年12月3日(火)開催の取締役会において、一般募集とは別に、S M B C日興証券株式会社を割当先とする第三者割当による当社普通株式960,000株の新規発行(以下「本第三者割当増資」という。)を決議しております。その内容に関しましては、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 2 第三者割当増資について」をご参照ください。

3 一般募集に関連してロックアップに関する合意がなされておりますが、その内容に関しましては、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 3 ロックアップについて」をご参照ください。

4 振替機関の名称及び住所

株式会社証券保管振替機構

東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

2【株式募集の方法及び条件】

平成25年12月11日(水)から平成25年12月16日(月)までの間のいずれかの日(以下「発行価格等決定日」という。)に決定される発行価額にて後記「3 株式の引受け」欄に記載の引受人は買取引受けを行い、当該発行価額と異なる価額(発行価格)で一般募集を行います。引受人は払込期日に発行価額の総額を当社に払込み、一般募集における価額(発行価格)の総額との差額は引受人の手取金とします。当社は引受人に対して引受手数料を支払いません。

(1)【募集の方法】

区分	発行数	発行価額の総額(円)	資本組入額の総額(円)
株主割当			
その他の者に対する割当			
一般募集	6,440,000株	5,451,137,000	2,725,568,500
計(総発行株式)	6,440,000株	5,451,137,000	2,725,568,500

(注) 1 全株式を金融商品取引業者の買取引受けにより募集します。

2 発行価額の総額は、引受人の買取引受けによる払込金額の総額であります。

3 資本組入額の総額は、会社法上の増加する資本金の額であり、会社計算規則第14条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとします。また、増加する資本準備金の額は、当該資本金等増加限度額から上記の増加する資本金の額を減じた額とします。

4 発行価額の総額及び資本組入額の総額は、平成25年11月22日(金)現在の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値を基準として算出した見込額であります。

(2)【募集の条件】

発行価格(円)	発行価額(円)	資本組入額(円)	申込株数単位	申込期間	申込証拠金(円)	払込期日
未定 (注)1、2 発行価格等決定日の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値(当日に終値のない場合は、その日に先立つ直近日の終値)に0.90~1.00を乗じた価格(1円未満端数切捨て)を仮条件とします。	未定 (注)1、2	未定 (注)1	100株	自 平成25年12月17日(火) 至 平成25年12月18日(水) (注)3	1株につき発行価格と同一の金額	平成25年12月24日(火) (注)3

(注)1 日本証券業協会の定める有価証券の引受け等に関する規則第25条に規定される方式により、上記仮条件による需要状況を勘案した上で、平成25年12月11日(水)から平成25年12月16日(月)までの間のいずれかの日(発行価格等決定日)に、一般募集における価額(発行価格)を決定し、併せて発行価額(払込金額であり、当社が引受人より1株当たりの新株式払込金として受取る金額)及び資本組入額を決定いたします。なお、資本組入額は、前記「(1)募集の方法」に記載の資本組入額の総額を前記「(1)募集の方法」に記載の一般募集における新株式発行数で除した金額とします。

今後、発行価格等(発行価格、発行価額、資本組入額、売価及び引受人の手取金をいい、以下「発行価格等」という。)が決定された場合は、発行価格等及び発行価格等の決定に伴い連動して訂正される事項(発行価額の総額、資本組入額の総額、差引手取概算額、本第三者割当増資の手取概算額上限、手取概算額合計上限、手取金の使途、オーバーアロットメントによる売出しの売出数及びオーバーアロットメントによる売出しの売出価額の総額をいい、以下「発行価格等の決定に伴い連動して訂正される事項」という。)について、目論見書の訂正事項分の交付に代え、発行価格等決定日の翌日付の日本経済新聞及び発行価格等の決定に係る有価証券届出書の訂正届出書の提出後から申込期間の末日までの期間中のインターネット上の当社ウェブサイト([URL] <http://www.meiko-elec.com/ir/irnews/irnews.html>(以下「新聞等」という。))において公表します。なお、発行価格等が決定される前に有価証券届出書の記載内容について訂正が行われる場合には、目論見書の訂正事項分が交付されます。また、発行価格等の決定に際し、発行価格等及び発行価格等の決定に伴い連動して訂正される事項以外の記載内容についての訂正が含まれる場合には、目論見書の訂正事項分が交付され、新聞等による公表は行いません。

- 前記「2 株式募集の方法及び条件」の冒頭に記載のとおり、発行価格と発行価額とは異なります。発行価格と発行価額との差額の総額は、引受人の手取金となります。
- 申込期間及び払込期日については、上記のとおり内定しておりますが、発行価格等決定日において正式に決定する予定であります。なお、上記申込期間及び払込期日については、需要状況を勘案した上で繰り上げることがあります。当該需要状況の把握期間は、最長で平成25年12月10日(火)から平成25年12月16日(月)までを予定しておりますが、実際の発行価格等の決定期間は、平成25年12月11日(水)から平成25年12月16日(月)までを予定しております。

したがって、

発行価格等決定日が平成25年12月11日(水)の場合、申込期間は「自 平成25年12月12日(木) 至 平成25年12月13日(金)」、払込期日は「平成25年12月18日(水)」

発行価格等決定日が平成25年12月12日(木)の場合、申込期間は「自 平成25年12月13日(金) 至 平成25年12月16日(月)」、払込期日は「平成25年12月19日(木)」

発行価格等決定日が平成25年12月13日(金)の場合、申込期間は「自 平成25年12月16日(月) 至 平成25年12月17日(火)」、払込期日は「平成25年12月20日(金)」

発行価格等決定日が平成25年12月16日(月)の場合、上記申込期間及び払込期日のとおり、

となりますので、ご注意ください。

- 4 申込みの方法は、申込期間内に後記申込取扱場所へ申込証拠金を添えて申込みをするものとします。
- 5 申込証拠金のうち発行価額相当額は、払込期日に新株式払込金に振替充当します。
- 6 申込証拠金には、利息をつけません。
- 7 株式の受渡期日は、払込期日の翌営業日であります。

したがって、

発行価格等決定日が平成25年12月11日(水)の場合、受渡期日は「平成25年12月19日(木)」

発行価格等決定日が平成25年12月12日(木)の場合、受渡期日は「平成25年12月20日(金)」

発行価格等決定日が平成25年12月13日(金)の場合、受渡期日は「平成25年12月24日(火)」

発行価格等決定日が平成25年12月16日(月)の場合、受渡期日は「平成25年12月25日(水)」

となりますので、ご注意ください。

株式は、受渡期日から売買を行うことができます。

社債、株式等の振替に関する法律の適用により、株式の売買は、振替機関又は口座管理機関における振替口座での振替えにより行われます。

(3) 【申込取扱場所】

後記「3 株式の引受け」欄の金融商品取引業者及びその委託販売先金融商品取引業者の本店並びに全国の各支店及び営業所で申込みの取扱いをいたします。

(4) 【払込取扱場所】

店名	所在地
株式会社三井住友銀行 大和支店	神奈川県大和市大和東二丁目2番17号

(注) 上記の払込取扱場所での申込みの取扱いは行いません。

3 【株式の引受け】

引受人の氏名又は名称	住所	引受株式数	引受けの条件
S M B C日興証券株式会社	東京都千代田区丸の内三丁目3番1号	4,508,000株	1 買取引受けによります。 2 引受人は新株式払込金として、払込期日に払込取扱場所へ発行価額と同額を払込むことといたします。 3 引受手数料は支払われません。 ただし、一般募集における価額(発行価格)と発行価額との差額は引受人の手取金となります。
大和証券株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目9番1号	966,000株	
野村證券株式会社	東京都中央区日本橋一丁目9番1号	966,000株	
計		6,440,000株	

4【新規発行による手取金の使途】

(1)【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額(円)	発行諸費用の概算額(円)	差引手取概算額(円)
5,451,137,000	39,932,000	5,411,205,000

(注) 1 引受手数料は支払われないため、「発行諸費用の概算額」は、これ以外の費用を合計したものであります。また、消費税等は含まれておりません。

2 払込金額の総額(発行価額の総額)は、平成25年11月22日(金)現在の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値を基準として算出した見込額であります。

(2)【手取金の使途】

上記差引手取概算額5,411,205,000円については、一般募集と同日付をもって取締役会で決議された本第三者割当増資の手取概算額上限806,346,000円と合わせて、手取概算額合計上限6,217,551,000円について、平成25年11月20日公表の中期経営計画の設備投資計画に基づき、当社の子会社であるMeiko Electronics Vietnam Co., Ltd.、名幸電子(武漢)有限公司及び名幸電子(広州南沙)有限公司への投融資資金及び国内工場への設備投資資金に充当する予定であります。具体的には、平成26年3月期に1,300,000,000円、平成27年3月期に2,500,000,000円をベトナム工場におけるビルドアップ基板(注1)等向けの生産設備の増設、フレキシブル基板(注2)向けの生産設備の新設及び建屋付帯設備改修のための設備投資資金に、平成27年3月末までに1,000,000,000円を中国武漢工場におけるビルドアップ基板向けの生産設備の増設及び生産合理化のための設備投資資金に、平成27年3月末までに1,000,000,000円を中国広州工場における品質向上及び生産合理化のための設備投資資金に充当し、残額については、平成27年3月末までに国内工場における新技術及び新製品の導入のための設備投資資金に充当する予定であります。また、具体的な充当期間までは、上記手取金は安全性の高い金融商品等で運用する予定であります。

(注) 1 ビルドアップ基板とは、レーザー加工やフィロドめっき技術等を用いた高密度化・小型化に対応した基板であります。主にスマートフォンやデジタルカメラ等の小型の電子機器のメイン基板として多用されております。

2 フレキシブル基板とは、柔軟性のある素材で作られたフィルム状の基板であります。機器に組み込む際の自由度の高さに特徴があり、スマートフォンやタブレット端末等の小型の電子機器、自動車等に搭載されております。

なお、後記「第三部 参照情報 第1 参照書類」に掲げた有価証券報告書に記載された重要な設備の新設の計画については、本有価証券届出書提出日(平成25年12月3日)現在(ただし、投資予定金額における既支払額は平成25年10月31日現在)、以下のとおりとなっております。

会社名	事業所名 (所在地)	セグメント の名称	設備の 内容	投資予定金額		資金調達 方法	着手及び完了 予定年月		完成後の 増加能力
				総額 (百万円)	既支払額 (百万円)		着手	完了	
Meiko Electronics Vietnam Co., Ltd.	ベトナム工場 (ベトナムハノイ市)	電子関連 事業	電子回路 基板設備、 建屋・付帯 設備	8,300	1,533	自己資金、 借入金及び 増資資金	平成25年 4月	平成28年 3月	生産増強
名幸電子 (武漢) 有限公司	中国武漢工場 (中国湖北省武漢市)	電子関連 事業	電子回路 基板設備	2,700	384	自己資金、 借入金及び 増資資金	平成25年 4月	平成28年 3月	生産増強、 生産性向上
名幸電子 (広州南沙) 有限公司	中国広州工場 (中国広東省広州市)	電子関連 事業	電子回路 基板設備	2,600	333	自己資金、 借入金及び 増資資金	平成25年 4月	平成28年 3月	生産増強、 生産性向上
提出会社	本社・神奈川工場 (神奈川県綾瀬市)	電子関連 事業	研究開発 投資	800	43	自己資金、 借入金及び 増資資金	平成25年 4月	平成28年 3月	試作基板 開発
	山形工場 (山形県西村山郡 河北町)	電子関連 事業	電子回路 基板設備	300	21	自己資金、 借入金及び 増資資金	平成25年 4月	平成28年 3月	生産増強
	福島工場 (福島県双葉郡 広野町)	電子関連 事業	電子回路 基板設備	200	6	自己資金、 借入金及び 増資資金	平成25年 4月	平成28年 3月	生産増強
	石巻工場 (宮城県石巻市)	電子関連 事業	電子回路 基板設備	500	97	自己資金、 借入金及び 増資資金	平成25年 4月	平成28年 3月	生産増強

(注) 1 金額には消費税等を含めておりません。

2 完成後の増加能力は、生産品目が多岐に亘りその算定が困難であるため、増加能力に代えて投資目的を記載しております。

第2【売出要項】

1【売出株式(オーバーアロットメントによる売出し)】

種類	売出数	売出価額の総額(円)	売出しに係る株式の所有者の住所及び氏名又は名称
普通株式	960,000株	857,279,000	東京都千代田区丸の内三丁目3番1号 S M B C日興証券株式会社

(注)1 オーバーアロットメントによる売出しは、一般募集に伴い、その需要状況を勘案して行われる、一般募集の主幹事会社であるS M B C日興証券株式会社が貸株人より借り入れる当社普通株式の売出しであります。なお、上記売出数は上限の株式数を示したものであり、需要状況により減少する場合、又はオーバーアロットメントによる売出しが全く行われない場合があります。

オーバーアロットメントによる売出しに関しましては、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 1 オーバーアロットメントによる売出し等について」をご参照ください。

今後、売出数が決定された場合は、発行価格等(発行価格、発行価額、資本組入額、売出価格及び引受人の手取金)及び発行価格等の決定に伴い連動して訂正される事項(発行価額の総額、資本組入額の総額、差引手取概算額、本第三者割当増資の手取概算額上限、手取概算額合計上限、手取金の使途、オーバーアロットメントによる売出しの売出数及びオーバーアロットメントによる売出しの売出価額の総額)について、目論見書の訂正事項分の交付に代え、発行価格等決定日の翌日付の日本経済新聞及び発行価格等の決定に係る有価証券届出書の訂正届出書の提出後から申込期間の末日までの期間中のインターネット上の当社ウェブサイト([URL] <http://www.meiko-elec.com/ir/irnews/irnews.html>)(新聞等)において公表します。なお、発行価格等が決定される前に有価証券届出書の記載内容について訂正が行われる場合には、目論見書の訂正事項分が交付されません。また、発行価格等の決定に際し、発行価格等及び発行価格等の決定に伴い連動して訂正される事項以外の記載内容についての訂正が含まれる場合には、目論見書の訂正事項分が交付され、新聞等による公表は行いません。

2 振替機関の名称及び住所

株式会社証券保管振替機構

東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

3 売出価額の総額は、平成25年11月22日(金)現在の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値を基準として算出した見込額であります。

2【売出しの条件(オーバーアロットメントによる売出し)】

売出価格(円)	申込期間	申込単位	申込証拠金(円)	申込受付場所	引受人の住所及び氏名又は名称	元引受契約の内容
未定 (注)1	自 平成25年 12月17日(火) 至 平成25年 12月18日(水) (注)1	100株	1株につき 売出価格と 同一の金額	S M B C日興証券株式会社及びその委託販売先金融商品取引業者の本店並びに全国の各支店及び営業所		

(注)1 売出価格及び申込期間については、前記「第1 募集要項 2 株式募集の方法及び条件 (2)募集の条件」において決定される発行価格及び申込期間とそれぞれ同一とします。

2 申込みの方法は、申込期間内に申込受付場所へ申込証拠金を添えて申込みをするものとします。

3 申込証拠金には、利息をつけません。

4 株式の受渡期日は、前記「第1 募集要項 2 株式募集の方法及び条件 (2)募集の条件」における株式の受渡期日と同日とします。

株式は、受渡期日から売買を行うことができます。

社債、株式等の振替に関する法律の適用により、株式の売買は、振替機関又は口座管理機関における振替口座での振替えにより行われます。

【募集又は売出しに関する特別記載事項】

1 オーバーアロットメントによる売出し等について

一般募集に伴い、その需要状況を勘案し、960,000株を上限として、一般募集の主幹会社であるS M B C日興証券株式会社が貸株人より借り入れる当社普通株式(以下「借入株式」という。)の売出し(オーバーアロットメントによる売出し)を行う場合があります。なお、当該売出数は上限の株式数を示したものであり、需要状況により減少する場合、又はオーバーアロットメントによる売出しが全く行われない場合があります。

これに関連して、オーバーアロットメントによる売出しが行われる場合は、当社は、S M B C日興証券株式会社に対して、オーバーアロットメントによる売出しに係る株式数(以下「上限株式数」という。)を上限に、本第三者割当増資の割当を受ける権利(以下「グリーンシューオプション」という。)を、一般募集及びオーバーアロットメントによる売出しの申込期間終了日の翌日から起算して30日目の日(30日目の日が営業日でない場合はその前営業日)を行使期限として付与します。

S M B C日興証券株式会社は、借入株式の返還を目的として、一般募集及びオーバーアロットメントによる売出しの申込期間終了日の翌日からグリーンシューオプションの行使期限までの間(以下「シンジケートカバー取引期間」という。(注))、上限株式数の範囲内で株式会社東京証券取引所において当社普通株式の買付け(以下「シンジケートカバー取引」という。)を行う場合があります。当該シンジケートカバー取引で買付けられた当社普通株式は借入株式の返還に充当されます。なお、シンジケートカバー取引期間内においても、S M B C日興証券株式会社の判断で、シンジケートカバー取引を全く行わない場合、又は上限株式数に至らない株式数でシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

また、S M B C日興証券株式会社は、一般募集及びオーバーアロットメントによる売出しの申込期間中、当社普通株式について安定操作取引を行うことがあり、当該安定操作取引で買付けた当社普通株式の全部又は一部を借入株式の返還に充当する場合があります。

S M B C日興証券株式会社は、オーバーアロットメントによる売出しに係る株式数から、シンジケートカバー取引により買付けた株式数及び安定操作取引で買付けた当社普通株式の全部又は一部を借入株式の返還に充当する場合における当該株式数を控除した株式数についてのみ、グリーンシューオプションを行使し本第三者割当増資の割当に応じる予定であります。したがって、本第三者割当増資における発行数の全部又は一部につき申込みが行われず、その結果、失権により本第三者割当増資における最終的な発行数が減少する場合、又は発行そのものが全く行われない場合があります。

S M B C日興証券株式会社が本第三者割当増資の割当に応じる場合には、S M B C日興証券株式会社はオーバーアロットメントによる売出しによる手取金をもとに払込みを行います。

オーバーアロットメントによる売出しが行われるか否か及びオーバーアロットメントによる売出しが行われる場合の売出数については、発行価格等決定日に決定されます。オーバーアロットメントによる売出しが行われない場合は、S M B C日興証券株式会社による貸株人からの当社普通株式の借り入れは行われません。したがって、S M B C日興証券株式会社はグリーンシューオプションを全く行使しないため、失権により、本第三者割当増資による新株式発行は全く行われません。また、株式会社東京証券取引所におけるシンジケートカバー取引も行われません。

(注) シンジケートカバー取引期間は、

発行価格等決定日が平成25年12月11日(水)の場合、「平成25年12月14日(土)から平成26年1月10日(金)までの間」

発行価格等決定日が平成25年12月12日(木)の場合、「平成25年12月17日(火)から平成26年1月15日(水)までの間」

発行価格等決定日が平成25年12月13日(金)の場合、「平成25年12月18日(水)から平成26年1月16日(木)までの間」

発行価格等決定日が平成25年12月16日(月)の場合、「平成25年12月19日(木)から平成26年1月17日(金)までの間」

となります。

2 第三者割当増資について

前記「1 オーバーアロットメントによる売出し等について」に記載のS M B C日興証券株式会社を割当先とする本第三者割当増資について、当社が平成25年12月3日(火)開催の取締役会において決議した内容は、以下のとおりです。

- (1) 募集株式の数は、当社普通株式960,000株とします。
- (2) 払込金額は、1株につき、前記「第1 募集要項 2 株式募集の方法及び条件 (2) 募集の条件」において決定される一般募集における発行価額(払込金額)と同一とします。
- (3) 増加する資本金の額は、会社計算規則第14条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとします。
また、増加する資本準備金の額は、当該資本金等増加限度額から上記の増加する資本金の額を減じた額とします。
- (4) 払込期日は、平成26年1月16日(木)から平成26年1月22日(水)までの間のいずれかの日。ただし、一般募集及びオーバーアロットメントによる売出しの申込期間終了日の翌日から起算して30日目の日(30日目の日が営業日でない場合はその前営業日)の3営業日後の日とします。

3 ロックアップについて

一般募集に関し、当社株主である名屋佑一郎、名屋朋子、有限会社ユーホー及び名幸興産株式会社は、S M B C日興証券株式会社に対して、発行価格等決定日に始まり、一般募集の受渡期日から起算して180日目の日に終了する期間(以下「ロックアップ期間」という。)中は、S M B C日興証券株式会社の事前の書面による承諾を受けることなく、発行価格等決定日に自己の計算で保有する当社普通株式(潜在株式を含む。)を売却等しない旨を合意しております。

また、当社はS M B C日興証券株式会社に対してロックアップ期間中は、S M B C日興証券株式会社の事前の書面による承諾を受けることなく、当社普通株式及び当社普通株式を取得する権利あるいは義務を有する有価証券の発行又は売却(本第三者割当増資に係る新株式発行並びに株式分割及びストックオプション等に関わる発行若しくは交付を除く。)を行わない旨を合意しております。

なお、上記の場合において、S M B C日興証券株式会社は、その裁量で当該合意内容の一部若しくは全部につき解除し、又はロックアップ期間を短縮する権限を有しております。

第3【第三者割当の場合の特記事項】

該当事項はありません。

第4【その他の記載事項】

特に新株式発行並びに株式売出届出目論見書に記載しようとする事項は次のとおりであります。

・表紙に当社のロゴマーク  を記載いたします。

・表紙裏に以下の内容を記載いたします。

- 1 今後、発行価格等（発行価格、発行価額、資本組入額、売出価格及び引受人の手取金をいい、以下「発行価格等」という。）が決定された場合は、発行価格等及び発行価格等の決定に伴い連動して訂正される事項（発行価額の総額、資本組入額の総額、差引手取概算額、本第三者割当増資の手取概算額上限、手取概算額合計上限、手取金の使途、オーバーアロットメントによる売出しの売出数及びオーバーアロットメントによる売出しの売出価額の総額をいい、以下「発行価格等の決定に伴い連動して訂正される事項」という。）について、目論見書の訂正事項分の交付に代え、発行価格等決定日の翌日付の日本経済新聞及び発行価格等の決定に係る有価証券届出書の訂正届出書の提出後から申込期間の末日までの期間中のインターネット上の当社ウェブサイト（[URL] <http://www.meiko-elec.com/ir/irnews/irnews.html>）（以下「新聞等」という。）において公表します。なお、発行価格等が決定される前に有価証券届出書の記載内容について訂正が行われる場合には、目論見書の訂正事項分が交付されます。また、発行価格等の決定に際し、発行価格等及び発行価格等の決定に伴い連動して訂正される事項以外の記載内容についての訂正が含まれる場合には、目論見書の訂正事項分が交付され、新聞等による公表は行いません。
- 2 募集又は売出しの公表後における空売りについて
 - (1) 金融商品取引法施行令（以下「金商法施行令」という。）第26条の6の規定により、「有価証券の取引等の規制に関する内閣府令」（以下「取引等規制府令」という。）第15条の5に定める期間（有価証券の募集又は売出しについて、有価証券届出書が公衆の縦覧に供された日の翌日から、発行価格又は売出価格を決定したことによる当該有価証券届出書の訂正届出書が公衆の縦覧に供された時までの間）において、当該有価証券と同一の銘柄につき取引所金融商品市場又は金商法施行令第26条の2の2第7項に規定する私設取引システムにおける空売り（注1）又はその委託若しくは委託の取次ぎの申込みを行った投資家は、当該募集又は売出しに応じて取得した有価証券により当該空売りに係る有価証券の借入れ（注2）の決済を行うことはできません。
 - (2) 金融商品取引業者等は、(1)に規定する投資家が行った空売り（注1）に係る有価証券の借入れ（注2）の決済を行うために当該募集又は売出しに応じる場合には、当該募集又は売出しの取扱いにより有価証券を取得させることができません。
 - (注) 1 取引等規制府令第15条の7各号に掲げる、次の取引を除きます。
 - ・先物取引
 - ・国債証券、地方債証券、社債券（新株予約権付社債券及び交換社債券を除く。）等の空売り
 - ・取引所金融商品市場における立会外売買による空売り
 - 2 取引等規制府令第15条の6に定めるもの（売戻条件付売買又はこれに類似する取引による買付け）を含みません。

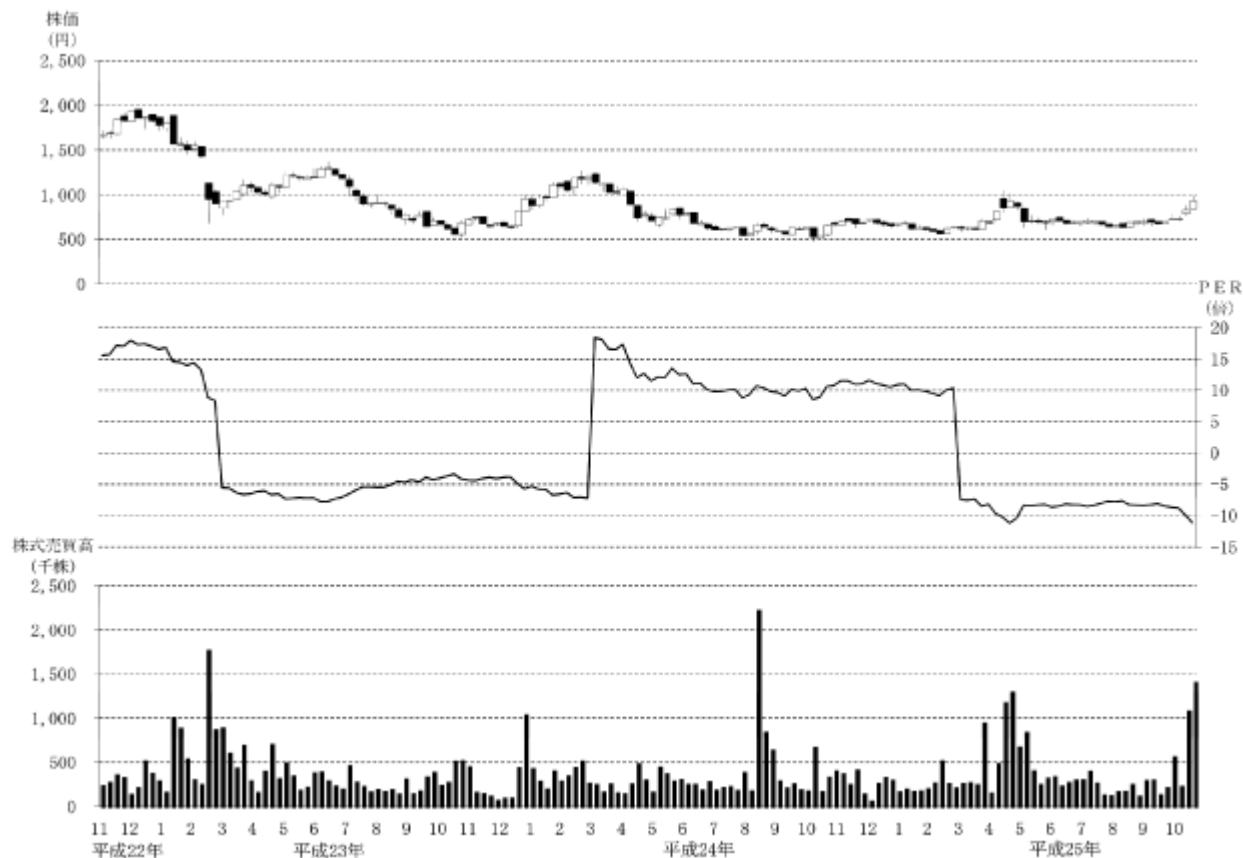
第一部 証券情報の直前に以下の内容を記載いたします。

(株価情報等)

1【株価、P E R 及び株式売買高の推移】

平成22年11月29日から平成25年7月12日までの株式会社大阪証券取引所()及び平成25年7月16日から平成25年11月22日までの株式会社東京証券取引所における当社普通株式の株価、P E R 及び株式売買高の推移(週単位)は以下のとおりであります。

株式会社大阪証券取引所の現物市場は、平成25年7月16日付で、株式会社東京証券取引所の現物市場に統合されております。



- (注) 1 ・株価のグラフ中の1本の罫線は、週単位の始値、高値、安値、終値の4種類の株価を表しております。
 ・始値と終値の間は箱形、高値と安値の間は線で表しております。
 ・終値が始値より高い時は中を白ぬき、安い時は中黒で表しております。
- 2 P E Rの算出は以下の算式によります。

$$P E R (倍) = \frac{\text{週末の終値}}{\text{1株当たり当期純損益(連結)}}$$

平成22年11月29日から平成23年3月31日については、平成22年3月期有価証券報告書の平成22年3月期の連結財務諸表の1株当たり当期純利益を使用。

平成23年4月1日から平成24年3月31日については、平成23年3月期有価証券報告書の平成23年3月期の連結財務諸表の1株当たり当期純損失を使用。

平成24年4月1日から平成25年3月31日については、平成24年3月期有価証券報告書の平成24年3月期の連結財務諸表の1株当たり当期純利益を使用。

平成25年4月1日から平成25年11月22日については、平成25年3月期有価証券報告書の平成25年3月期の連結財務諸表の1株当たり当期純損失を使用。

(平成23年3月期及び平成25年3月期は1株当たり当期純損失を計上しているため、P E Rはマイナスとなっております。)

2 【大量保有報告書等の提出状況】

平成25年6月3日から平成25年11月22日までの間における当社株式に関する大量保有報告書等の提出はありません。

第二部【公開買付けに関する情報】

該当事項はありません。

第三部【参照情報】

第1【参照書類】

会社の概況及び事業の概況等金融商品取引法第5条第1項第2号に掲げる事項については、以下に掲げる書類を参照してください。

1【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度第38期(自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日) 平成25年6月26日関東財務局長に提出

2【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度第39期第1四半期(自 平成25年4月1日 至 平成25年6月30日) 平成25年8月9日関東財務局長に提出

3【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度第39期第2四半期(自 平成25年7月1日 至 平成25年9月30日) 平成25年11月13日関東財務局長に提出

4【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書提出日(平成25年12月3日)までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく臨時報告書を平成25年7月2日に関東財務局長に提出

5【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書提出日(平成25年12月3日)までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第12号の規定に基づく臨時報告書を平成25年8月9日に関東財務局長に提出

第2【参照書類の補完情報】

上記に掲げた参照書類であります有価証券報告書及び四半期報告書(以下「有価証券報告書等」という。)に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書等の提出日以後、本有価証券届出書提出日(平成25年12月3日)までの間において変更及び追加すべき事項が生じております。下記の「事業等のリスク」は当該有価証券報告書等に記載された内容を一括して記載したものであり、当該変更及び追加箇所については_____罰で示しております。

なお、有価証券報告書等に将来に関する事項が記載されておりますが、下記の「事業等のリスク」に記載されたものを除き、当該事項については本有価証券届出書提出日(平成25年12月3日)現在においてもその判断に変更はなく、また新たに記載する将来に関する事項もありません。

<事業等のリスク>

有価証券報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項には、以下のようなものがあります。

なお、文中の将来に関する事項は、本有価証券届出書提出日(平成25年12月3日)現在において当社グループが判断したものであります。

(1) 主要顧客の業界動向等について

当社グループは、自動車用電子制御装置、通信機器、デジタル家電及びパソコン等のセットメーカー等を主要な顧客として、最終製品の中核機能を構成する部品として位置付けられる電子回路基板の製造及び販売を主要な事業としています。従いまして、自然災害や世界的な景気の混乱等に一般景気動向及び個人消費動向等が影響を受けて当社グループの主要顧客の属する業界の状況が悪化した場合や最終製品の販売状況が芳しくない場合などには、当社グループの受注状況に影響を及ぼす可能性があり、ひいては当社グループの業績に影響を受ける可能性があります。

(2) 設備投資の時期等に関するリスク

当社グループは、生産能力の適正化や製品の競争力維持のため、適切な設備投資を行っております。国内外の設備投資については、セットメーカーの動向及び市場動向等を勘案しながら慎重に決定しておりますが、セットメーカーが戦略を変更した場合や、景気後退等により当社グループの設備投資が過大となった場合、あるいは新規設備の稼働が想定より遅れた場合には、減価償却費の負担等により当社グループの業績及び財務状況に悪影響を及ぼす可能性があります。

(3) 製品の欠陥の可能性について

電子回路基板は、セットメーカーにおいて電子部品が実装された後に最終製品に組み込まれています。当社グループは、世界標準の品質管理基準に従って製造しており、また、セットメーカーにおいても受入検査及び最終製品検査などを実施する等、製品の欠陥の発生を未然に防止する仕組みが確保されています。しかしながら、万が一の大規模なリコール及び製造物責任賠償等が発生する事態となった場合には、多額のコスト負担が発生し、企業ブランドが低下するなどして、当社グループの業績に悪影響を及ぼす可能性があります。

(4) 技術開発及び価格競争への対応

デジタル家電の世界的普及や自動車部品のエレクトロニクス化のさらなる進展などにより、長期的には電子回路基板の需要は拡大していくものと当社グループでは考えておりますが、東南アジア等からの低価格攻勢等もあり、世界的な競争が激化していることから、日本メーカーは高付加価値の製品により差別化していく必要があります。当社グループとしましては、配線の細線化や穴径の極小化などの要素技術をはじめ、コスト低減技術など様々な技術の開発を進めておりますが、新技術が市場ニーズと乖離して受け入れられず、価格競争に巻き込まれる事態となった場合には、当社グループの業績に悪影響を及ぼす可能性があります。

(5) 災害による影響について

当社グループの国内有力生産拠点である山形工場(株式会社山形メイコー)、福島工場、宮城工場(現・石巻工場)の3工場は東北地方に集中しています。これらの工場における地震や津波に対する従業員の安全確保と設備の対策の強化などにより被害の未然予防に努めていますが、東日本大震災及び津波という想定を上回る自然災害により当社グループの業績は大きく影響を受けました。この経験をもとにリスク管理体制を見直していますが、今後もこのような災害があった場合は当社グループの業績に再び影響を及ぼす可能性があります。

また、国内外の各生産拠点では、生産設備の定期的な点検や保守作業を実施し、ラインの稼働停止にいたる火災や設備の故障、事故等の発生を極力抑えるべく努力を行っておりますが、これらを完全に防止または軽減できる保証はありません。これらの要因で、生産及び出荷が長期にわたって停止した場合には、当社グループの業績及び財務状況に影響を及ぼす可能性があります。

(6) 中国、ベトナムにおける工場操業に潜在するリスク

当社グループは、生産能力の拡大と生産コストの引き下げを目的として、中国の香港、広州、武漢及びベトナムにおいて現地法人を設立し、生産販売活動を行っております。

これらの国においては、以下の困難が発生する可能性があります。

- 1：伝染病等、衛生上の問題の発生
- 2：環境規制、各種法令及び税制の変更もしくは導入
- 3：電力、水及び輸送等、インフラ面の障害発生
- 4：政情不安及び治安の問題の発生
- 5：反日デモ及び労働争議の発生

これらの政治又は法環境の変化、経済状況の変化、環境規制の変化など、予期せぬ事象が発生した場合、生産設備の管理やその他の事業の遂行に問題が生じることや、環境保全やその他の規制の遵守に伴う多額の債務や義務が発生することにより、当社グループの業績及び財務状況に悪影響を及ぼす可能性があります。

(7) 為替変動リスク

中国、ベトナムにおける工場の操業に際して、米ドル等の外貨建資産を保有する必要が生じるため、当社グループは米ドル、人民元及び円の為替変動の影響を受けており、当該為替変動の影響により損失が生じることがあります。

(8) 原材料市況の変動リスク

当社グループは、生産に必要な原材料を外部の材料メーカー及び商社から購入しています。近年の原油、銅、金等の素材価格高騰が当社グループの原材料仕入価格に影響を与え、当社グループの業績及び財務状況に悪影響を及ぼす可能性があります。

(9) 財務リスクについて

当社グループは、中長期的なデジタル家電や自動車等に対する需要の増加及び技術革新による新製品の需要等に備え、営業活動により獲得した資金を上回る設備投資を積極的に行ってまいりました。

その結果、平成25年3月期末現在の借入金の総資産に占める割合は48.6%となっております。従って、今後、事業戦略上積極的な設備投資を行う場合、借入金等の増加又は金利の上昇が、当社グループの業績及び財務状況に影響を及ぼす可能性があります。

(10) 知的財産権について

当社グループにとって、知的財産は重要な経営資源であると認識しており、知的財産の保護を目的として、独自に開発した技術等について特許等の知的財産権取得のための出願を行っております。しかしながら出願案件すべてについて権利が認められるとは限らず、また第三者からの異議申し立て等により取得した権利が無効になる可能性があります。

なお、取得した知的財産については当社法務部において管理を行い、外部からの侵害にも注意を払っておりますが、万一不正に使用される等の事態が起こった場合には、本来得られるべき利益が失われる可能性があります。

一方、当社グループが第三者の知的財産権を侵害したとして訴訟を提起された場合には、製造差し止めによる顧客への補償や損害賠償金の発生、また製造を開始するための特許使用に関わるライセンス料等の支払いが当社グループの業績及び財務状況に影響を及ぼす可能性があります。

(11) 生産活動に伴うリスク

当社グループは、世界の主要顧客の需要に応じて、今後も生産能力の拡大を目的として新工場の建設や新しい生産ラインの設置を行うことがありますが、それらの建設作業に遅れが出たり、新設ラインの立ち上げがスムーズに行われなかった場合、得意先に対する製品納入の遅れや工場の生産性の低下が発生し、販売の落込みから当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

第3【参照書類を縦覧に供している場所】

株式会社メイコー
(神奈川県綾瀬市大上五丁目14番15号)

参照書類のうち株式会社東京証券取引所と株式会社大阪証券取引所との現物市場統合が行われた平成25年7月16日以後に提出されたものについては、以下において縦覧に供されております。

株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

参照書類のうち株式会社東京証券取引所と株式会社大阪証券取引所との現物市場統合が行われた平成25年7月16日より前に提出されたものにつきましては、以下において縦覧に供されております。

株式会社大阪証券取引所
(大阪市中央区北浜一丁目8番16号)

第四部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

第五部【特別情報】

該当事項はありません。